記者発表資料

がんばろう！東北

平成２４年５月２４日

東北地方整備局

賃貸住宅管理業者のシンボルマークが決定

賃貸管理業

◆賃貸住宅管理業者登録制度の登録業者であることを示すシンボルマークです。

本制度について、賃貸人、管理業者等に向けてより一層の周知、普及させることを目的として、登録業者であることを示すシンボルマークを作成しましたのでお知らせします。

賃貸住宅の管理業務の適正な運営を確保し、賃貸住宅管理業の健全な発達を図り、もって賃貸住宅の賃借人等の利益の保護に資するために、国土交通省の告示による賃貸住宅管理業者登録制度を平成23年12月1日より施行しました。

全国の登録業者数は、平成24年3月末現在で約1,600業者となっており、登録業者数は着実に増加しているところですが、本制度の実効性を高めるためには、登録業者数をさらに増加させる必要があると考えております。

なお、東北地方整備局管内での登録業者数は１２６業者となっており、各県別等の内訳につきましては、別表－１のとおりとなります。

※作成したシンボルマークは、平成24年4月27日付けで商標登録（登録番号：第5488908号）されております。

〈発表記者会〉：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会

問い合わせ先		
国土交通省　東北地方整備局	022-225-2171（代表）	
建政部 計画・建設産業課長	片川（かたがわ） 覚（さとる）	（内線6121）
建政部 計画・建設産業課 建設専門官	大崎（おおさき） 達成（たつなり）	（内線6152）

Ⅰ．シンボルマークのデザイン

○カラー



・プロセス印刷の場合
　Ｃ（シアン）　１００％
　Ｍ（マゼンタ）　７０％
　Ｋ（ブラック）　２０％
・特色印刷の場合
　ＤＩＣ　Ｎ－８９３
　日本の伝統色：紺青

○モノクロ



・単色の場合
　スミ１００％などのベタ

○白抜き（背景が濃い場所など）



○マークの趣旨

・マンション、アパートなどの賃貸住宅をイメージした建物のシルエットを円形で囲み、貸主、借主に安心感、信頼感を与えるデザインとしています。
・全体を一筆書きでまとめることで、貸主、借主、管理業者の関係の連続性、永続性を表現しています。
・「○（マル）＝登録」を表現し、掲示した管理業者が登録業者であることを示しています。

Ⅱ．使用にあたって

①登録業者の使用について

広く一般に認知が得られるよう登録業者となったときから事務所への掲示、広告、封筒、名刺、ネームプレート等において積極的に活用することが望まれます。

なお、登録業者でなくなったときは、速やかに事務所に掲示してあるシンボルマークなどの使用を中止する必要があります。

②登録業者以外の使用について

本制度の広報活動に有用な場合などであって、国土交通省が使用を認める場合に使用可能ですので、国土交通省土地・建設産業局不動産業課まで問い合わせてください。

ただし、登録業者以外の管理業者は、登録業者であると賃貸人等に誤解を与えることから、当然シンボルマークを使用することはできません。

③シンボルマークとして使用できない形・色等の例



・変形させない



・違う要素を加えない



・指定の色以外を使用しない

別表－１　　平成24年3月末日現在

	登録業者数			
	法　人	個　人	合　計	構成比(%)
青　森　県	9	1	10	0.6
岩　手　県	17	2	19	1.2
宮　城　県	44	3	47	3.0
秋　田　県	8	0	8	0.5
山　形　県	11	3	14	0.9
福　島　県	26	2	28	1.8
東北合計	115	11	126	8.0
全国合計	1,492	87	1,579	100.0